

平成21年 6月 定例会（第2回） - 06月15日 - 02号 - P.63

◎教育長（喜田紘雄君） 私からは、自然環境にかかわる教育の場での子供たちへの取り組みの状況についてお答えをします。

白山市のかけがえのない財産は豊かな自然であり、この自然を守り育てる教育は大変重要であると考えております。こうした教育の取り組みについてですが、地域ではトミヨを守る活動やホタルを呼び戻す活動などを通して、その地域に住む子供たちに自然の大切さを啓発しております。

一方、学校では、白山ろくでの自然体験などを通して大自然の豊かさを直接体験し、自然環境のすばらしさに気づき、大切さをはぐくむ教育を今まで行ってきたところがあります。

今年度は、新たに小学校5・6年生を対象に、1泊2日の「感性のびのび自然科学教室」を行うこととしており、そのメニューの中で、自然の中に生きるホタルの観察や桑島化石壁での発掘体験を行うこととしており、子供たちが白山の自然の恵みを楽しむ絶好の機会になるものと考えております。

このように、さまざまな取り組みを通して、自然環境を守り、この自然を未来につなげていく心を引き続きはぐくんでくれるよう、取り組みの幅を広げていきたいと考えております。

平成21年 6月 定例会（第2回） - 06月15日 - 02号 - P.63

◎市民生活部長（木村茂君） それでは、小川議員御質問の希少な野生動植物種の生息、それから生育状況及び保護対策等についてお答えをさせていただきます。

自然と人との共生のための取り組みを推進するため、石川県では「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を定めまして、トミヨを初めとする15種の動植物種を指定いたしておるところでございます。

議員御発言のありましたとおり、いしかわレッドデータブックによりますと、864種の動植物が掲載されておまして、うち90種の動物と248種の植物が本市内に生息あるいは生育をいたしておるわけですが、特に絶滅の危機に瀕しているとされております絶滅危惧Ⅰ類の美川地域に生息するトミヨ、あるいは白山ろく地域に生息しておりますオキナグサ等の捕獲あるいは採取は、原則的には禁止されておるところでございます。これは、議員御承知のとおりでございます。

ただし、学術研究あるいは教育、そして保護を目的とする捕獲等以外につきましては、知事の許可が必要ということになっておまして、この許可なくして採取等を行った場合

には、違反すると1年以下の懲役あるいは50万円以下の罰金が科せられるというふうな現状でございます。

今後、県の条例に基づきます保護地区の指定、あるいは保護整備の事業の実施に市としても積極的に協力させていただき、美川地区のはりんこ塾、それから美川自然人クラブ、それから白峰地区の白山高山植物研究会の保護活動をバックアップしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、本市独自の自然環境保全地域の指定の検討についてでございますが、白山市のブナ林や高山植物群落を初めとする豊かで恵まれた自然につきましては、市民共有の貴重な財産であると、さらには市民の誇りであるという認識をいたしておるところでございます。これを後世に順調に継承し、また、潤いのある生活環境を維持・創出するためにも、美しい自然景観を大切に保全していくことが重要な課題であるかというふうに思っております。

したがって、このすぐれた自然環境や自然景観を有する地域を守り育てるために、自然公園と自然環境保全地域が指定されておまして、その合計面積は5万3,500ヘクタールで、県の約12.8%を占めておるところでございます。

議員御指摘のように、自然公園等の法的な規制がなされていない地域におきましても、自然環境の保全が図られるよう配慮をしていく必要がございます。したがって、今後、市の組織であります市の環境審議会等で貴重な御意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。